

# 農業集落排水処理施設使用料について

本市の農業集落排水処理施設使用料は、市内のほぼ全戸が上水道を使用していることもあり、原則として上水道の使用水量をもとに計算して、水道料金と併せて使用料を徴収しています。

今後ともより一層の経費削減と経営の効率化を進めるとともに、農業集落排水の更なる普及促進に向けて努めてまいりますので、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いたします。

## 1 使用水量の認定方法

### (1) 上水道だけを使用した場合

上水道の使用水量を農業集落排水施設の使用水量とします。

### (2) 井戸水等を家庭用として使用した場合

次の方法により認定します。

① 世帯員の数が4人以内の場合 1人あたり  $12 \text{ m}^3 / 2 \text{ か月} \times \text{世帯員数}$

【例1】世帯員数が4人の場合

$$12 \text{ m}^3 \times 4 \text{ 人} = 48 \text{ m}^3 / 2 \text{ か月}$$

② 世帯員の数が5人以上の場合 1人あたり  $10 \text{ m}^3 / 2 \text{ か月} \times \text{世帯員数}$

【例2】世帯員数が5人の場合

$$10 \text{ m}^3 \times 5 \text{ 人} = 50 \text{ m}^3 / 2 \text{ か月}$$

### (3) 上水道と井戸水等を併用して家庭用として使用した場合

「上水道の使用水量」と「井戸水等の使用水量（上記(2)より認定した水量）」とを比較し、多い方を使用水量とします。

【例3】世帯人数が4人で、上水道を  $40 \text{ m}^3 / 2 \text{ か月}$ 、使用した場合

$$(\text{上水道}) 40 \text{ m}^3 < (\text{井戸水等}) 48 \text{ m}^3 (12 \text{ m}^3 \times 4 \text{ 人})$$

→ 井戸水等の方が多いため、 $48 \text{ m}^3 / 2 \text{ か月}$ を使用水量とします。

### (4) 上水道と井戸水等を併用して事業用として使用した場合

市下水道課にご相談ください。

◎ 井戸水を使っている世帯で人数が変更となる場合や井戸水から上水道に変更となる場合など、使用形態に変更があるときには、「農業集落排水使用水等変更届」による届出が必要となります。

◎ 農業等に上水道を利用し、汚水量と上水道使用水量が著しく異なる場合、別途メーターにより計量する方法もございますので、市下水道課にご相談ください。

## 2 使用料の算定方法

使用料は、次表により算定した額（1円未満は切り捨て）となります。

(2か月あたり)

| 使用月における使用者が<br>排除した汚水量の区分 |  | 使用料の額（消費税10%込）                     |   |
|---------------------------|--|------------------------------------|---|
|                           |  | 基本料金<br>排水汚水量 20 m <sup>3</sup> まで | 超過料金<br>排除汚水量 20 m <sup>3</sup> を<br>超える 1 m <sup>3</sup> につき |
| (イ)                       | 20 m <sup>3</sup> まで                         | 3,080 円                            |   |
| (ロ)                       | 20 m <sup>3</sup> を超え 40 m <sup>3</sup> まで   |                                    | 154 円   |
| (ハ)                       | 40 m <sup>3</sup> を超え 60 m <sup>3</sup> まで   |                                    | 165 円   |
| (ニ)                       | 60 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで  |                                    | 176 円   |
| (ホ)                       | 100 m <sup>3</sup> を超え 200 m <sup>3</sup> まで |                                    | 187 円   |
| (ヘ)                       | 200 m <sup>3</sup> を超える                      |                                    | 198 円   |

【例】 ① 42 m<sup>3</sup> / 2か月使用した場合

表の汚水量区分(ハ)に該当しますので、

42 m<sup>3</sup>のうち、20 m<sup>3</sup>は 基本料金 3,080 円

42 m<sup>3</sup>のうち、22 m<sup>3</sup>は 超過料金 165 円 × 22 m<sup>3</sup> 3,630 円

計 6,710 円

② 16 m<sup>3</sup> / 2か月使用した場合

表の汚水量区分(イ)に該当しますので、使用料は基本料金の3,080円となります。

## 3 納付方法および納付場所

上水道を使用されているかたについては、上水道料金と併せて請求させていただきますので、手続きは不要です。

井戸水等だけを使用しているかたについては、市下水道課から納付書をお送りします。なお、口座振替も可能ですので、ご希望のかたは下記金融機関にて手続きをお願いします。

### 【納付場所】

- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| ○常陽銀行 各支店       | ○常陸農業協同組合 各支店       |
| ○筑波銀行 那珂支店・菅谷支店 | ○茨城県信用組合 那珂支店・菅谷支店  |
| ○水戸信用金庫 菅谷支店    | ○ゆうちょ銀行             |
| ○中央労働金庫 水戸支店    | ○那珂市会計課・那珂市瓜連支所下水道課 |

**使用料の納付は、便利で安心な口座振替をお勧めします。**